

食料の安定供給のための基幹的農業水利施設の整備に関する意見書

農業・農村は、国民に安全で安心な食料を安定的に供給するだけでなく、国土保全等の多面的機能を有し、国民の生活や地域社会の健全な発展に大きな役割を担っており、今後とも、その役割を適切に発揮していただけるよう各般の施策を講じることは、国の責務であると考えます。

両総土地改良区は、約1万7千ヘクタールを有する県下の大穀倉地帯である香取・九十九里地域にあり、6市7町1村と連携し、首都圏への食料供給基地として安全・安心な農作物を生産するため、常に国の政策と呼応しながら、農業生産基盤や農村生活環境基盤の整備などを進め、農業・農村の振興を図っている。現在、「国営両総農業水利事業」により、基幹的な農業水利施設の更新が進められているが、広域的で大規模事業に必要な予算と人員を、全国レベルで調整しながら事業段階に応じて機動的に配置できる国の事業制度は、合理的かつ効率的である。

一方、地方分権改革推進委員会等においては、国と地方の役割分担の見直し検討が進められ、地方農政局の業務の大半を地方に委譲し廃止すべきとの議論が行われている。地方の県や市町村にとって、地域に密着した行政機関である地方農政局の役割は重要であり、その廃止により、地域の農業振興の基礎となる基幹的な農業水利施設の整備や管理に大きな支障が生じることを強く懸念するものである。

農業・農村が、国民に安全で安心な食料を安定的に供給する役割を将来にわたって果たせるように、下記事項について強く要望する。

記

- 一 国民に安全で安心な食料を安定的に供給するため、農業生産基盤である基幹的な農業水利施設の整備・管理など広域で大規模な事業については、国の責任において地方農政局が実施し、地域農業の振興を着実に図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月25日

千葉県成田市議会